社会医療法人祐愛会　ゆうあいビレッジ

高 齢 者 虐 待 防 止 対 策 指 針

平成 21 年 10 月 1 日策定

平成 29 年 9 月 1 日改訂

令和　3 年 4 月 1 日改訂

令和　4 年 3 月 1 日改訂

１．高齢者虐待防止対策の基本方針

１）高齢者虐待防止のための基本的な考え方

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものである。

ゆうあいビレッジ（以下当施設とする）は、高齢者虐待防止対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

２．施設従事者等における高齢者虐待について

１）定義

養介護施設に勤務する者、養介護事業に従事する者が、当該養介護施設に入所またはその他養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為をいう。

①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること（身体的虐待）

②高齢者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動をすること（心理的虐待）

③高齢者にわいせつな行為をすることまたはさせること（性的虐待）

④高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（介護の放棄･放任）

⑤高齢者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ること（経済的虐待）

２）通報･届け出

養介護施設従事者等はその職場で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町（地域包括支援センター）へ通報しなければならない。

①通報･届け出された方を特定させるものをもらしてはならない。

②通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

３）対応

通報･届け出を受けた市町村は、高齢者の安全や通報･届け出の事実確認･訪問調査を行い、その結果を県へ報告することとなり、老人福祉施設等の設置者や老人居宅生活支援事業者等に対して老人福祉法や介護保険法に基づく監督権限等をもつ市町または県が、当該権限により対応することになる。

※「養介護施設」とは、老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

※「養介護事業」とは、老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業、介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

４）養介護施設従事者等による高齢者虐待等防止のための措置

老人福祉施設の設置者や老人居宅生活支援事業者等は、高齢者虐待防止等のため次のように措置を講ずる必要がある。

①養介護施設従業者等の研修の実施
②施設入所者や利用者またはその家族からの苦情の処理の体制整備など

３．職員員研修に関する基本方針
　介護に携わるすべての職員に対して、高齢者虐待防止対策の基本方針の周知及び人権を尊重したケアの励行について定期的に職員教育・研修を行う。

４．当該指針の閲覧について
この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則
この指針は、平成 21 年 10 月 1 日に策定し、同日から適用する
平成 29 年 9 月 1 日改訂
令和　3 年 4 月 1 日改訂
令和　4 年 3 月 1 日改訂